令和5年度水辺空間活用事業委託 仕様書

1. 件名

令和5年度水辺空間活用事業委託

2. 履行場所

大相模調節池及びその周辺(越谷市レイクタウン2丁目地内)

3. 履行期間

契約締結の日から令和6年(2024年)3月27日まで

4. 目的

本事業は、埼玉県 Next 川の再生「水辺deベンチャーチャレンジ」に登録された「元 荒川/大相模調節池 水辺deベンチャー計画」との連携によって水辺の活用と地域活性 化を実現することで、地域で活躍する人材やコミュニティを生み出し、地域課題の解決や にぎわいづくり、地域活性化へとつなげることを目的とする。

5. 業務内容

(1) ワークショップ等の企画・実施

「水辺」「創業」「人材」「地域コミュニティ」をテーマに、地域で活動・活躍することを望む人々の想いを集約し、その意識を共有するとともに、共通する価値観の発見につなげることを目的としたワークショップ等を企画し、実施する。

なお、ワークショップは、1回10人~20人規模で数回実施する。内容については、年代、地域、活動並びにライフスタイル等のテーマを設定し、レイクタウン・大相模調節池エリアでの創業意欲醸成につながるものにする。

(2) イベント等の企画・実施

(1)のワークショップを通じて得られた「想い」や「共通する価値観」を地域内で共有し、コミュニティ形成を目的としたイベント等を企画し、実施する。

なお、イベント等は1回実施する。内容については、発信や活動を意識した参加型 のイベント等とし、地域住民や事業者を巻き込んだものとする。

(3) アンケート等の実施

ワークショップやイベント参加者に対しアンケート等を実施し、本事業に関わった 人の意識や行動変容を分析する。

(4) 事業全体の効果測定及び今後の具体的な施策の検討に関する一切の業務 事業の目的を踏まえ、実施内容の効果を検証する。さらに、次年度以降の事業の施 策について、具体的な取組み内容を複数案提案するものとする。

(5) その他本業務遂行に必要な諸事務

- ① 受注者は、その他本事業のために必要な事項を実施するものとする。
- ② 受注者は、業務遂行に先立って発注者に工程表および組織体制に関する資料を提出するとともに、これを遵守し、工程に沿って事業を実施するために、最善の努力を尽くさなければならない。
- ③ 受注者は、発注者から業務に関して経過その他の報告要求があったときは、これ に応じなければならない。

6. 成果品

- (1) 実施報告書【任意様式】(A4判、カラー)1部
- (2) 本事業で収集したデーター式
- (3) その他発注者が必要とする資料
- (4) 上記の電子データ (CD-ROM又はDVD-ROM) 一式 ※納品場所:越谷市環境経済部経済振興課

7. 成果品に関する責任の範囲

受注者は、業務完了後に受注者の過失、粗漏等に起因する不備が発見された場合には、 訂正、補足その他の措置を行わなければならない。これに要する費用は受注者の負担とす る。

8. 成果品の管理及び帰属

本業務に関連して収集、分析した資料及び成果品はすべて発注者に帰属するものとし、 発注者の許諾なく他に公表、貸与等をしてはならない。

9. 成果品に係る著作権等

(1) 受注者は、この契約により作成される成果品の全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条および第28条の権利を含む)を発注者に譲渡するものとする。

(2) 著作者人格権の制限

- ① 受注者は、発注者が行う次に掲げる行為を許諾するものとする。
 - ・成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表すること
 - ・成果物又は著作権に係る成果物等の内容を維持、運営、管理、広報等のために必要 な範囲で複製し、又は改変すること
 - ・著作権に係る成果物等を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること
 - ・成果物又は著作権に係る成果物等を公表するときに著作者名の表示をしないこと
- ② 受注者は、あらかじめ発注者の承諾又は合意を得ることなく成果物又は著作権に係る成果物等の公表をしてはならないものとする。
- ③ 受注者は、発注者が著作権を行使する場合において、著作権法第19条第1項又は

第20条第1項に規定する権利を行使してはならないものとする。

- (3) 第三者の著作権等の侵害の防止等
 - ① 受注者は、受注者が発注者に引き渡した成果物の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを保障するものとする。第三者の有する著作権等を侵害した場合は、受注者は、その損害を賠償し、必要な措置を講じなければならないものとする。
 - ② 受注者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならないものとする。

10. その他

- (1) 受注者は、常に発注者と連絡を密にし、発注者との協議を経て忠実かつ誠実に業務を遂行すること。
- (2) 受注者は、調査経過を必要に応じて発注者に報告すること。
- (3) 受注者は、本業務の遂行上、直接又は間接的に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解約された後においても同様とする。
- (4) 業務にあたり、担当者は複数人とすること。また、企画提案書に記載した担当者は原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、事前に発注者の了解を得るものとする。この場合、変更前と同等以上の者とする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項、および疑義が生じた場合は発注者と受注者が協議のうえ、 決定するものとする。

11. 問い合わせ先

越谷市 環境経済部 経済振興課

〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電話:048-967-4680(直通)

E-mail: keizaishinko@city.koshigaya.lg.jp